

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年七月十九日告示第七百二十八号）新旧対照表

改正案					現行						
化学的酸素要求量に係る総量規制基準					化学的酸素要求量に係る総量規制基準						
第一～第四（略）					第一～第四（略）						
<p>附 則</p> <p>1 この告示は、平成二十四年五月一日から施行する。</p> <p>2 平成二十六年三月三十一日までの間は、Cc、Cco、Cci及びCcj（平成三年七月一日（別表第二の六の項から一の項までに掲げる指定地域内事業場にあつては、それぞれ当該各項の下欄に掲げる基準日）から平成二十四年四月三十日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水に係るものに限る。）の値に係る業種その他の区分については、なお従前の例による。</p>											
別表第一（第四関係）					別表第一（第四関係）						
整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)			備考	整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 一リットルにつきミリグラム)			備考
		既設		新增設				既設		新增設	
		(1)	(2)	(3)				(1)	(2)	(3)	
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	七〇	五〇	四〇		五	肉製品製造業	七〇	五〇	四〇	
二〇四	電子回路製造業	四〇	二〇	二〇		二〇四	プリント回路板製造業	四〇	二〇	二〇	

改正案							現行						
二〇 五	電子部品・ デバイス・ 電子回路製 造業（前項 に掲げるも のを除 く。）、電 気機械器具 製造業又は 情報通信機 械器具製造 業	一 めっき工 程、塗装工 程、皮膜化成 工程、酸洗浄 及び脱脂工 程、湿式バレ ル研磨工程 並びにこれ らの工程の 後の洗浄工 程	イ	三〇	二〇	二〇	二〇 五	電気機械器 具製造業 （前項に掲 げるものを 除き、情報 通信機械器 具製造業、 電子部品・ 電子デバイ ス製造業を 含む。）	一 めっき工 程、塗装工 程、皮膜化成 工程、酸洗浄 及び脱脂工 程、湿式バレ ル研磨工程 並びにこれ らの工程の 後の洗浄工 程	イ	三〇	二〇	二〇
			ロ	三〇	一五	一五				ロ	三〇	一五	一五
		二 その他	イ	二〇	一〇	一〇	イ		二〇	一〇	一〇		
		ロ	一五	一〇	一〇	ロ	一五	一〇	一〇				

別表第二（第四関係）（略）

別表第二（第四関係）（略）